

令和8年横瀬町農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月27日(月) 午前10時00分から10時15分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(10人)

会長	10番	大場保孝
会長職務代理者	2番	町田裕
農業委員	1番	村越則人
	3番	長嶋隆夫
	4番	高野直政
	5番	長島教夫
	6番	町田文利
	7番	大野雅弘
	8番	長島成子
	9番	八木原智宏
農地利用最適化推進委員	第1	中光敏
	第2	町田幸広
	第3	町田勝一

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	長嶋昭浩
書記	山中信博
	赤岩亮輔

7. 会議の概要

議 長 おはようございます。

本日は、委員全員の方に出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第3回農委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

9番、八木原委員、1番、村越委員のご兩名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

それでは、日程第3、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきまして審議したいと思います。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、事務局より説明をさせていただきたいと思います。お手元の資料を確認しながら説明させていただければと思います。

議案第4号の農地の地番につきましては、議案書の地番の欄にあります1筆となっております。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は2,977平方メートルとなっております。譲受人につきましては川口市在住の方で、譲渡人は飯能市在住の方であります。申請理由は所有権の移転となっております。

4ページ目をご覧ください。資料の4ページになります。案内図がございます。案内図1で場所について説明をいたします。申請地の場所につきましては、この地図の赤色に示した場所となります。具体的な場所については、芦ヶ久保にあります●●●から旧名栗村方面に約300メートルのと

ころにあります松枝橋の奥が申請地となっております。

これの農地につきまして所有権の移転を行い、農地として適切に管理をしていきたいとの申請でございます。所有権移転後につきましては、山椒、タラの芽、ヘーゼルナッツといった作物を栽培する予定とのことでございます。

1ページ戻りまして、3ページ目を御覧ください。審議内容の要点の説明をさせていただければと思います。農地法第3条第2項第1号全部効率的利用要件といたしまして、所有権または使用収益権のある農地について、全ての農地について耕作が認められるか、耕作目的で農地を取得し、反する行為（違反転用）がないか、農業従事者や農機具、所有状況、これまでの営農実績などから、全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項第4号常時従事要件といたしまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかどうか要件となっております。

続いて、農地法第3条第2項第6号地域調和要件といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかでございます。また、今回の申請地は畑の中に自宅へと続く道路があるということが分かっておりますが、こちらについては町道ではなく私道となっていることが分かっております。

今回の申請につきましては面積も大きいことから、資料内に営農計画・地域調和に関する補足資料を添付させていただきました。

事務局といたしましては、許可基準を満たしていると判断をしておりますので、審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で事務局からの説明を終了させていただきます。

議 長 事務局の説明を終了します。

続いて、議案第4号について担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願ひいたします。

町田推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

4月21日午前9時頃、補助委員の村越農業委員と現地確認を行いました。場所は、●●●から旧名栗村方面に約300メートルのところにあります松枝橋の奥となります。

申請地はこれまで耕作がされていた土地ですが、この農地について、所有権を移転し、山椒やヘーゼルナッツなどを栽培するための申請でございます。譲受人の購入した家が申請地に隣接していることから、常時従事要件は満たしていると思われま。申請農地の一部が私道及び山林となっております。是正指導を行い、許可したほうがよいと思われま。ので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の1番、村越委員、お願いいたします。

村越委員 補助委員の村越です。上程されました議案第4号について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、4月21日午前9時頃、町田推進委員と現地確認を行いました。申請地につきましては、譲受人の購入した家が申請地に隣接しており、実家の農地を管理していたことなどから、農業経験も十分と判断でき、全部効率利用要件については問題はないかと思われま。

また、事務局の説明のとおりその他の要件も満たしていると判断できま。ので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

何かご質問等ございますか。

町田(文)委員 この譲渡人と譲受人の関係性というのは、どういう関係ですか。親戚とか何か、そういうことではないですか。

事務局 全く関係ないということです。

町田(文)委員 あと、この譲受人の方の補足資料を見ていると、実家がすぐ近くにあるみたいな感じのことが書いてあるのですけれども、松井田生まれなのですか。

事務局 実家が近くではなく、その農地の先にある家を購入をされたということで、その家に週3から4日来て、もしくは住んで農業をするということになっております。

町田(文)委員 今、空き家になっている●●さんの土地を購入するということですか。

事務局 その通りです。

町田(文)委員 ただ、補足資料の2番、農業経験と技術の状況のところに、過去に大規模な農業経験はありませんが、実家（現在の自宅）から徒歩10分に祖父母が植えた果樹等があると書いてあるので、この実家というのはどこですか。

事務局 現在の実家というのが川口です。

町田(文)委員 ああ、そういうことね。

議長 ほかに何かご質問ありますか。

町田さんが言った是正がどうのこうのというのは、ちょっと説明してください。

町田推進委員 町田です。説明ということで、4月21日9時頃、村越さんと一緒に現地を確認したところ、幅が約3メートル、長さが約50メートル強の私道と、入ってすぐ右側になるのですけれども、右側に旧道があるのですけれども、旧道の下も一応登記上は今回の申請地2,977平方メートルの一部に山林、ヒノキが約500平方メートルほど植わっていて、林齢が20年ほどかなと思われるヒノキ山がありますので、その辺を許可する際に、今後、分筆等を行って転用手続きをしてくださいということで、事務局のほうで話してもらえばよろしいのではないかなということで、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

そうすると計画の中に、申請書の1の2のところに作付予定面積、作物別の作付面積というのがあるけれども、これ見たときに1,000平方メートル足らなかったの、私もちょっと疑問に思ったのですけれども、それが含まれているという話になりますかね。

町田推進委員 含まれているということだと思います。

議長 そうすると、是正という関係は、事務局のほうとしてはいかがでしょうか。

事務局 是正が必要ということであれば、こちらで指導させていただくということとは可能です。

議長 そのようなことでございますので、どうでしょうか。皆様のご意見をまとめたいと思いますが、是正指導していくというような方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

議 長 ご異議なければ、その方向で進めさせていただくということでいきたい
と思います。

ほかにご質問ございますか。

〔「なし」〕

議 長 なければ、以上で質疑を終結いたします。
では、お諮りをいたします。上程中の議案第4号につきましては、許可
とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件に
つきましては、許可することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。

会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、
議長において整理させていただきたいと思いますが、ご異議ございません
か。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまし
て閉会といたします。

ありがとうございました。

(午前10時15分)